

【令和3年9月2日大町市議会全員協議会提出資料】

公共下水道事業及び農業集落排水事業の会計処理における影響について

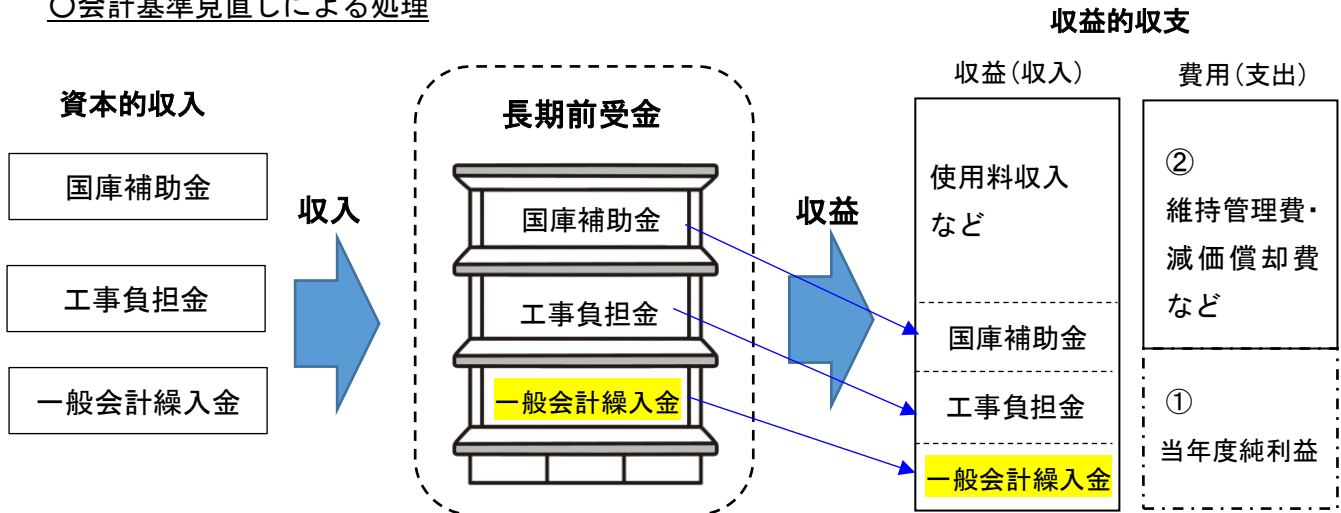
1 内容

当市の公共下水道事業及び農業集落排水事業は、平成26年度に地方公営企業法適用事業として公営企業会計に移行。また国では、同年、収益化等に関する会計基準の見直しが行われたが、これらの事業は、当初から令和元年度までの6年間に於いて、年度ごと収益計上が必要となる一般会計からの繰入金について収益化が行われていなかった。また、既に収益化されている国庫補助金や工事負担金について、合計残高試算表と固定資産台帳の一部に不整合があることが判った。

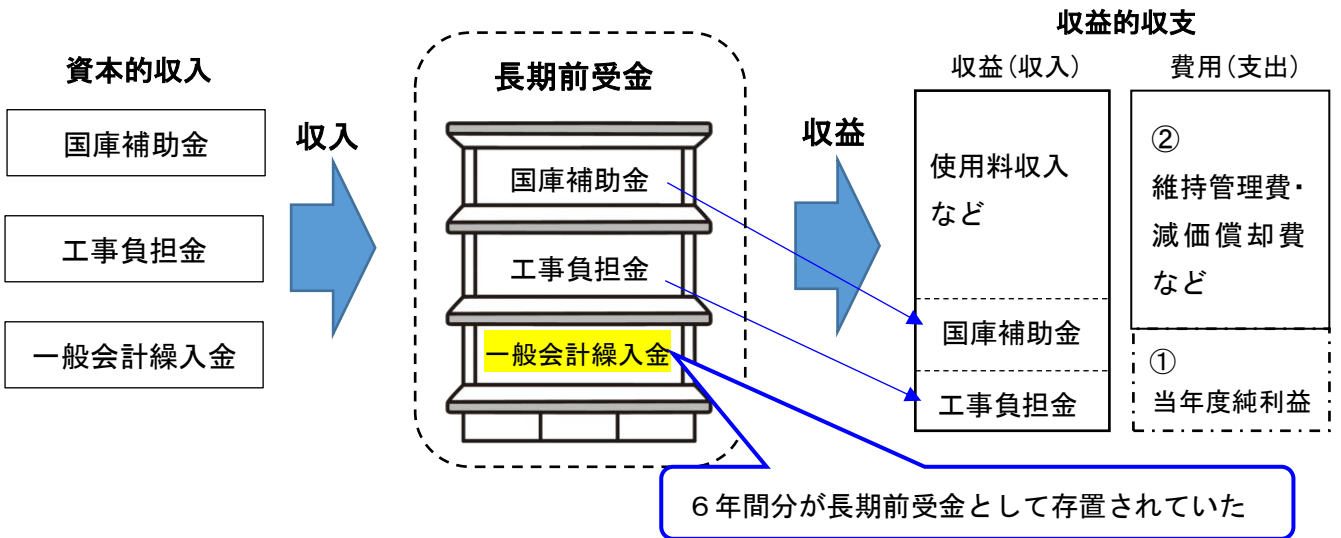
このため、令和2年度決算において、過年度分を含めた公共下水道事業約2億600万円（約3,400万円/年）、農業集落排水事業約2,000万円（約340万円/年）の収益化すべき額を一括計上するとともに、合計残高試算表と固定資産台帳の整合を図った。

（1）収益化処理について

○会計基準見直しによる処理



○令和元年度までの処理



2 会計処理に伴う影響

(1) 経営について

①一般会計繰入金を収益化していないことから、決算処理において純利益を少なく計上していたため、債務の返済目的の補填財源となる減債積立金への積立額がその分少なく計上される形となっていた。

②一般会計繰入金を収益化していないことから、収益として整理すべき長期前受金戻入として計上されず、それを充てるべき減価償却費等から控除されなかったため、補填財源となる損益勘定留保資金がその分多く計上される形となっていた。

上記 2 つの補填財源は、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額に充てるための財源であり、それぞれ財源元は異なるものの同額が計上される形となっており、さらに現金の支出を伴わない会計帳簿上の処理であった。

(2) 下水道使用料について

現在の下水道使用料は、平成 30 年度の下水道使用料改定に関する経営審議会において、算定対象期間の 3 カ年（H31～H33）について審議され、「使用料改定率の目安となる使用料対象経費と使用料収入の割合（下水道使用料改定率＝使用料対象経費／使用料収入額）は、対象期間内において現行の使用料水準を維持したとしても、ほぼ均衡がとれており、下水道使用料の値上げの改定を行わないことが望ましい。」との答申を受け、現行料金を据え置きとした。

今回、収益化すべき額を含めた収支計画により試算したところ、下表のとおり、使用料は、1 世帯あたり 77 円/月を下回ることとなる。

【現行の料金水準と試算した料金】

現行の料金水準 (1 世帯あたり)	4,040 円/月	審議会当時の接続戸数による
収益化を試算した料金 (1 世帯あたり)	3,963 円/月	現行と約 1.9%の差
現行料金と試算した料金との差	77 円/月	

3 今後の対応

平成 26 年度に改正された現行の会計基準では、一般会計繰入金等の資本的収入は、収入の翌年度以降、その年度毎に収益化する必要があるが、一般会計繰入金の処理に関する職員の認識不足から、当該繰入金の収益化が行われず会計処理されていたため、今後は次のとおり、対応を強化し再発防止に努めてまいります。

- ・ 公営企業会計研修会等への積極的な参加による適正な会計処理知識の習得
- ・ 複数職員によるチェック機能体制の構築
- ・ 他の公営企業会計職員との交流による課題の共有や知識の向上
- ・ 今年度新たに企業会計システムを導入する業者によるサポート体制の強化